

平成28年7月5日（火曜日）

南三陸町東日本大震災対策特別委員会会議録

東日本大震災対策特別委員会会議録

平成28年7月5日（火曜日）

出席議員（1名）

議長 星 喜美男君

出席委員（15名）

委員長	山内孝樹君	
副委員長	高橋兼次君	
委員	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	小野寺久幸君
	村岡賢一君	今野雄紀君
	佐藤宜明君	阿部建君
	山内昇一君	菅原辰雄君
	西條栄福君	後藤清喜君
	三浦清人君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知広君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
管財課長	仲村孝二君
管財課長補佐	菅原武則君
建設課長	三浦孝君
復興市街地整備課長	小原田満男君
復興市街地整備課長補佐	男澤知樹君

復興市街地整備課技術副参事
兼復興拠点整備係長 岡 部 正 信 君

復興事業推進課長 糟 谷 克 吉 君

復興事業推進課長補佐
兼住宅再建支援係長 佐 藤 勉 君

復興事業推進課上席技術主幹
兼移転促進係長 及 川 幸 弘 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 孝 志

總 務 係 長 畠 山 貴 博
兼 議 事 調 査 係 長

午前10時00分 開会

○委員長（山内孝樹君） 皆さん、おはようございます。委員会委員の皆様のご出席、ご苦労さまでございます。

ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

町長が、復興庁事務次官との対応のため、会議時間におくれております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の特別委員会は、志津川中央団地の宅地擁壁工事に関する施工不良について調査を実施するため開催するものであります。

まず、本日の会議の進め方ですが、初めに担当課長よりこれまでの経緯、経過、不良施工箇所に係る具体的な内容などについての説明をいただきます。その後、一旦休憩をし、志津川中高団地の現地調査を実施いたします。現地調査を終了した後、会議を再開いたしまして、質疑を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内孝樹君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

志津川中央団地の宅地擁壁工事に関する施工不良についてを議題といたします。

担当課長から、これまでの経緯、経過、不良施工箇所に係る具体的な内容などについての説明をお願いいたします。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） おはようございます。

私のほうからは、志津川中央団地の宅地擁壁工事に関する施工不良ということで、6月定例会において行政報告をさせていただいた内容と、その後に発覚しました施工不良について、話をさせていただきたいと思います。

6月定例会においては、志津川中央団地のAブロックにおける擁壁の背後の埋め戻しの土砂について品質上問題のある大きい石が混入していたということと、擁壁と擁壁の段差部において施工不足があったということでご報告をさせていただいて、そのときの報告の内容では、6月中に再施工はほぼ終了しますということを報告させていただきました。

その後、6月定例会後に発覚しました施工不良については、Aブロック及び6月末に引き渡す予定でございましたBブロックについて施工不良が発覚したということで、擁壁の撤去、再

施工ということに及ぶことから、住民の方に説明会を開催いたしました、1カ月おくれるということでおわびをさせていただいたところでございます。

詳細については、本日お配りしている資料に基づきまして、課長補佐のほうからお話をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（山内孝樹君）　復興市街地整備課長補佐。

○復興市街地整備課長補佐（男澤知樹君）　おはようございます。課長補佐の男澤と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、お配りさせていただいております資料、表紙をめくっていただきまして2ページをごらんいただきたいと存じます。

ご案内のとおり、中央団地の造成工事につきましては、平成24年3月2日にUR都市再生機構との間で覚書を締結、そして同年8月協力協定を締結、その後25年11月中央団地に係る業務委託契約を町と締結をいたし、135区画を整備するというものであります。

2ページの、時系列経緯につきましてご説明申し上げます。

中央団地のAブロックの施工に着手をしたのは去年の11月中旬であります。そして、ことし3月中旬にBブロックの施工に着手をいたしております。3月29日、Aブロックの完成検査をURが行い、翌3月30日、Aブロック宅地につきましてURから南三陸町に引き渡しがされたというものであります。本町といたしましては、3月31日からAブロックの権利者様に対し、順次宅地をお引き渡しさせていただいてきたという経緯がございます。

次、ここが1つ目の問題でございました。4月22日、Aブロックの宅地の表面にクラック、亀裂がある旨の指摘がございまして、その状況を町、UR、CMJVが確認をいたしております。

その後、2つ飛ばしまして、5月20日、URとCMJVにおいてこの亀裂について調査した結果、この亀裂、クラックは、宅地背面の埋戻土に基準を超える材料を使用したことが原因であるということを確認いたしました。UR、CMJVから、Aブロックの擁壁のある27区画地全てを対象とした調査、補修の実施を町に提案されました。町といたしましては、これを了といたし、該当する地権者様に対し5月23日から説明を行いました。その後、5月27日、施工不良の再施工に着手をいたしたというものであります。

そして、次、これが2つ目でございます。6月1日、地権者がみずから施工しておりました外構工事の最中に、擁壁の段差部の基礎部の空隙を確認したと町に連絡がありました。町として、現場事実確認を行い、URに連絡をいたしました。原因と対応、なぜなんだという点につ

いて報告されたいということで、URに可及的速やかにということで伝えました。URからは、施工不良であったという報告がございました。係る原因、そして対応について、町とUR、CMJVと協議いたしまして、翌2日、対象となる地権者19名の方々に対し説明を行い、6月6日から補修作業を実施いたしたというものであります。

以上、2件につきまして、6月14日、定例の町議会に行政報告をさせていただきました。

その下でございます。これが、先ほど課長が申しました新たな問題というものでございます。

6月14日、この日の夕刻6時、地権者の方から6月12日、日曜日でございますが、擁壁の段差部以外の部分で業者が何かしていると、補修等しているのではないかという連絡がありました。これは町にありました。URに説明を直ちに求めました。URではCMJVに確認するということでございました。

6月16日の朝9時30分と記憶しております、URからAブロックの擁壁段差部の基礎部の空隙補修を作業員が実施していたときに、CMJVの作業員が擁壁の基礎部の段差部以外の部分のコンクリート幅の不足を確認し、その場でみずからの判断で補修を行っていたようだという報告がなされました。町からは、これが事実であれば、新たな施工不良が見つかったということだと、施工写真でしっかりと確認しなければいけないと、ほかの区画にも同様の新たな施工不良があるのかどうか調査を行って至急町に報告したいということをURに伝えました。

その日の夕方5時、URからAブロックの他の区画においても同じような施工不良がないと残念ながら言い切れないという報告がありました。町といたしましては、URに対しAブロックの擁壁を全て撤去、再設置するしかないのか、それとも安全な補修方法があるのか検討されたいということを伝えました。あわせて、Bブロックにおいても同じような施工不良箇所があるのかどうか、擁壁の前面を掘削し至急確認するよう伝えました。

翌17日、URから擁壁の前面を試掘した結果、Bブロックにおいても同様だという報告を町が受けました。町といたしましては、Bブロックについては現状での引き受けは困難だということを伝えました。これに対し、UR、CMJVからは、擁壁については再施工を行わせていただきたいという話がありました。町からは、Bブロックの引き渡し時期の工程調整を至急するようにと、あわせて直ちに擁壁の再施工を開始されたいという話をさせていただいております。あわせて、19日に予定されておりましたBブロックの宅地の引き渡しの説明会の延期を決定し、該当者様に電話連絡を行いました。

18日、Bブロック擁壁の再施工を開始し、週がかわった22日、説明会の開催の通知及びAブ

ロックの方々へ3度目ですということでおわび、個別の説明を行いました。24日、26日と記載させていただいております。住民説明会には46世帯の方々がお集まりいただきました。

4ページ、ごらんくださいませ。

今回の事案の発端であります。クラックの状況写真でございます。右側に擁壁背面の埋め戻し部分の状況、写真を載せてございます。通常であれば、粒径10センチ、100アンダー、100ミリ、10センチ未満というのが基準でございます。これよりも粒径の大きな岩碎が多く含まれていたことが原因であると考えております。

5ページをごらんくださいませ。

Aブロックの、この緑色に着色した部分、27区画、これが擁壁の位置を示したものであります。右側に写真を載せてございます。基礎部分の一部に欠損、空洞、空隙、これが擁壁の段差部でございます。この2点につきまして行政報告をさせていただいたというものでございます。

6ページ、ごらんくださいませ。

これが、今回新たに見つかった問題であります。基礎部、右側の写真でございますが、基礎コンクリートがL型擁壁と、面一と申しますが、と同じ位置になければいけないところを、5センチ程度L型擁壁の下にずれ込んでいる、幅が足りないというような状況がありました。これまで、擁壁背部の埋め戻しの再施工及び目地、局所的な基礎の欠損に係る補修対応を実施してきたところですが、擁壁の基礎部分全体での施工不良の疑いがあるということでございますので、町としては基本全部をやりかえさせていただきたいというご説明をさせていただきました。

7ページでございます。

なぜ起きたのかということでございます。1点目といたしまして、施工業者による設計図及び施工手順に基づく施工がなされなかった。2点目、現場作業員への指導、監督及び各工事段階での施工状況の確認検査がなされなかった。3点目、URにおいても現地確認等適切な管理、指導ができていなかった、というのが発生の要因とされております。

しかしながら、町としては、これでは説明がつかない。なぜなされなかったのか、なぜできていなかったのか、これが問題であるというふうに考えております。現在、URに対し、この件につきまして説明を求めているというところであります。

8ページ、ごらんくださいませ。

左側、Bブロック、6月末引き渡しを予定していた区画でございますが、37の区画があるう

ち擁壁を設置しているのは23区画であります。Aブロックにつきましては、46区画のうち擁壁を設置しているのは27区画であります。Aブロックの皆様方に対しましては、今回、擁壁の基礎コンクリートの施工が完全であるかどうかの確認ができない限りにおいて、擁壁を原則として外してしっかりと確認する必要がある、すなわちやりかえをさせていただきたいというご説明をさせていただいております。しかしながら、皆様ご承知のとおり、既に家屋等がもう建築中でございます。家屋等が擁壁と近接している場合等において、建築工事に影響がある場合は、個別に協議をさせていただきたいということもあわせてご説明させていただいております。

10ページをごらんくださいませ。

Aブロック、Bブロック、再施工着手からの完成のフローでございます。

現在、Aブロックの皆様方に対しましては、再施工に関する具体的な説明及び土地の立ち入りの承諾をさせていただいております。今後におきましては、記載のとおり擁壁の前面、背面の掘削から最終的に擁壁を外して、さらに基礎を打ち直して、擁壁を再設置して埋め戻しを行つて再施工完了という流れでございます。

Bブロックにつきましても、ほぼ同様の流れを経なければならぬものであります。

11ページ、ごらんくださいませ。

これは、作業イメージ図でございます。実際に建築工事をやっておられる方々に対しましては個別具体に、どの時期に、どのようなやり方で擁壁を再施工させていただくのかにつきまして、現在、協議、調整をさせていただいておるところでございますが、イメージといたしましては、ちょっと右側のバックホーが大きいんですけども、このような形で2トンダンプあるいは小型のユンボ、あるいは前面にも家が建っておってなかなか足場とかがあってバックホーが入れないという場合は、前面につきましては人力で掘削をさせていただきながら、極力住宅建築に影響をかけないやり方を模索しながら、再施工の調整をさせていただきたいというイメージでございます。

12ページでございます。

建築工事の近接での再施工に当たりましてということでございますが、擁壁の撤去工事に入る前段といたしまして、当然のことながら家屋調査を実施いたします。家屋の基礎及び外壁等のクラックの発生の確認、家屋基礎の変異の確認、固定金具等建てつけの緩みの確認等は当然のことながらやらせていただいた上で、再施工に当たらせていただくと考えているというものであります。

13ページでございます。

では、今後どのような品質管理をするんだということにつきまして、4点ほど上げてございます。今回の件を踏まえまして、各宅地ごとに基礎碎石の厚み、幅の管理、R I 試験、要は密度試験ですね、による締固め、締まっているかどうかの確認、そして基礎コンクリートの丁張、型枠の確認、当然ですがサウンディング試験による地盤高度の確認、これを各宅地ごとにさせていただきたいというものであります。

14ページでございます。

舗装の件でございます。住宅建設が遅延ということ、あるいはやり直し等々、補償費の問題は避けて通れないというものでございまして、記載のとおり個別に協議をさせていただきたいと。そして、上記以外についても個別に協議をさせていただきたいというものであります。係る費用につきましては、CM JV のほうで負担をするということになっております。

最後でございます。じゃあ、いつまでかかるのかということでございます。A ブロックにつきましては、建築着工の状況あるいは今後の建築計画により異なりますので、個別に施工方法、着手時期等について現在調整をさせていただいているというものであります。

B ブロックにつきましては、6月末に町のほうで引き受け、その後引き渡すということでありましたが、現在、擁壁の再施工に着手しておりますので、これが1カ月、7月末までに完了させるということで、皆様にご説明をさせていただいたところであります。

なお、地盤調査、地鎮祭等の実施につきましては、再施工の進捗状況を見た中で、7月末までの前倒しをしてでも可能かどうかにつきましては個別に調整をさせていただきたいと考えているというものでございます。

以上が、雑駁になりましたが、これまでの経緯そして今後の対応等々につきましての説明でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○委員長（山内孝樹君） 担当課長などによる説明が終了しましたので、これから現地調査を実施いたします。ここで現地調査のため、暫時休憩といたします。

午前10時24分 休憩

午前11時10分 開議

○委員長（山内孝樹君） 会議を再開いたします。

佐藤町長が着席しております。

志津川中央団地の宅地擁壁工事に関する施工不良について伺いたいことがあれば、発言をお

願いいたします。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 おはようございます。

今回の事案に関してですけれども、先ほど課長の説明の中に、なぜ起きたのかと、今URのほうに聞いているということでしたが、なぜがまだ答えが出ていないのかどうかお伺いします。

それから、工事やり直しの費用に関して、建主に関する費用がここに書いてあるんですけども、やり直しをする費用に関しての、それぞれの責任割合とか、負担割合というのは今後どのようにしていくのかお伺いしたいと思います。それから、今回の事案が町の契約業者審査委員会でどのような扱いになるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田 満男君） それでは、なぜこういうことが起きたのかということで、URに問いかけていて答えがあるのかというご質問でございます。文書で問かけをしてございまして、なぜあったのか、これから対応策とは正、からの監理の方法というのをちゃんと文書で出してくださいという投げかけをしてございます。その答えについてはまだ町のほうには提出をされていないということで、今考えられるということで、先ほど資料でご説明をしたというところでございます。

また、費用の責任分担というお問い合わせございました。UR及びCMJVのほうに確認、お話を聞いていた中としては、今回の再施工に伴う費用、また補償に対する費用については、元請であるCMJVのほうで負担をすると。それが1次下請とか2次下請のほうに費用負担するのかということはないようとして、元請のほうのCMJVのほうで全部負担するというのは聞いてございます。

○委員長（山内孝樹君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 3点目の契約業者審査委員会の関係でございます。私、委員長になっておりますのでお答えをさせていただきます。

先般、7月1日に審査委員会を開催しております。そこの中で確認をさせていただいたのは、今回CM方式という形で発注をさせていただいております。ですから、その前、うちのほうで委託をして受託をしておりますUR都市機構につきましては、契約業者審査委員会、いわゆる指名願は出ておりません。ですので、今回その分については、今のところそういう措置はできないだろうというような、今のところの決定は出ております。ただし、先ほども課長が申し上げましたが、原因がまだ特定されていないということでございますので、継続的にその辺

の特定をしていただきて、その後にまた改めて契約業者審査委員会を開催をしたいと考えております。

○委員長（山内孝樹君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 費用負担に関してなんですかけれども、UR それから CM JV あるいは 1 次下請、それぞれにどのような責任があるのかというがよくわからないところなんですかけれども、それぞれの立場で費用負担、じゃあ自分のところでどの程度すべきかあるいはすべきではないかというのがあると思うんですけれども、その辺の確定したものというのではないわけですね、今のことろ。それから、一番最初の質問の UR からの返答というのはいつごろ出るのかお伺いします。

○委員長（山内孝樹君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 費用の割合については出てございません。元請の CM JV が 100% という話は聞いてございます。それと、いつ答えが出るのかということでございますが、今、工事のほう、B ブロックを 7 月中に施工することと、A ブロックも随時施工するということで、工事を優先させてございます。一方この答えも求めなければいけないということでございますので、可及的に速やかに出していただきたいということをお伝えさせていただいておりますので、いつごろというのはまだ答えは来てございません。

○委員長（山内孝樹君） よろしいですか。ほかに。村岡賢一委員。

○村岡賢一委員 今度、そういう不良が発覚したということで、例えばお家を建てられる方は、いろいろな業者さんと契約をしているわけですよね。計画を立ててこれから家を建てていくわけですけれども、そういう工事がおくれることによってその契約がいろいろ難しくなる方もいるのではないかと心配しているわけです。そういうことが町のほうに、苦情というか心配事が寄せられているのかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） そうですね。いろいろな条件がございまして、もう家を建てるという場合、ハウスメーカーさんと契約をしていつごろから基礎工事入りますよといっているような状態で町のほうで擁壁工を再施工させていただきたいというお話をさせていただいているので、その辺については、家を建てるスケジュールになるべく支障にならないようにということで、地権者様それとハウスメーカーのほうとも話をして、一番どういう状態だと影響がないのかということで、家を建てる前に擁壁を施工するのか、もしくは家を建てた後に施工するとか、一軒一軒そういう話し合いをさせていただいているというところでございま

す。

○委員長（山内孝樹君）　村岡賢一委員。

○村岡賢一委員　中には、自分で決めて、お盆の月になればこの辺では建て前とか慶び事はしないという風習等もございまして、なかなか日程を決めてやっていくというのは、本当に大切な部分でございまして、それが崩れまして延びてしまったり、いろいろなトラブルが起きているというのがうんと懸念されるわけでありますので、そのあたりは十分に個人個人皆違いがあると思います。早い、遅いということがありますので、そういう個人の建築になるべく沿った形で補修工事というのを進めてもらえばいいのかなと思います。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（山内孝樹君）　高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　出ましたね。この前、あとないのかなと安心して、志津川最終の一番おくれている中央区も完成に向けて順調に進むのかなと、そう思っておりましたら、ついに出たというとおかしいけれどもね。何か決定的な問題なのかなと思います。いろいろ、今、現地そしてまた現地の前にここで説明を受けましたが、一番大事なのは、今前者が言ったように、個々の建築スケジュールに狂いがないように対応すると、これが一番大事なことです。

それから、この直接手をかけた業者、どこの業者でどういう方なのか、ここで公表できませんか。

それからですね、今後改善に向けて、この業者を、この業者に改善させるのかあるいは別な方法でやらせるのか。これは町が直接下すわけにはいかないでしょうから、URあるいはCM JVを通じてやるんでしょうから。でもURには話はできるはずですから。その辺あたり、まづもって、どういう考えでいるのか。

○委員長（山内孝樹君）　復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君）　まず、スケジュールについてですね、一軒一軒違うということでございますので、家の建築についてスケジュールがおくれないようにということで、十分配慮していきたいということでございます。

それと、実際工事をした業者はどこなのやということでございます。Aブロックについては、現場でも歩いていただいた道路の右、左で業者が違うような形でございます。2つほど入っております。1つは東京の会社で、全建設事業協同組合というところが1つと、もう1つが町内の業者でございまして、沼正工務店というところがAブロックの1次下請の会社でございまして、Bブロックについては1社入ってございまして、これも町内の業者でございますが、

清和と清い和と書くんですかね、でございます。

それと、もう1つ、同じ業者に頼むのかということでございますが、今、急いで再施工しているところがBブロックでございますので、今、現場でも4パーティー手を入れているという話をさせていただきました。もともとやっていた清和の手も入っていますが、それ以外の手も入って、4パーティーの昼、夜ということでトータルだと1日8組の手ですか、入っているような状態でございます。

○委員長（山内孝樹君）　高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　建築スケジュールですけれども、これは、もう、前にもこういう問題が出ているわけですから、URあるいはCMJVと、緻密な協議をして、絶対1日もおくれさせないよう、そういう対応を言い渡すと、約束すると、そういうやり方でやらないと、今後またいろいろな問題が出てくる可能性も否めないというか。これからこの問題によってから、他の完成した団地の中でも何かが出てくると、これもじやないか、あれもじやないかと、こういうことが続いていくんですよ。それで、補償なんですけれども、そういう場合の補償はいつまでするのか。補償問題も大事ですからね。いつまで出たのは補償するのか、それ以降は補償しないのかというのがほかにも出てきますのでね。その辺あたりも踏まえて、きちんと対応していただきたいと。

それから、今、公表をしてもらった業者なんですけれども、これが住民の方々の声あるいはいろいろな説明の中で、設計通りにやらなかつたと。新聞で町長も設計通りやらなかつたとおわびしているようですけれども、設計通りにやらないということはどういうことなのかですね。仕事をもらっていて言うこと聞かないということですから。こういう業者をこのままにしていいのかと。やはりペナルティーなんていうのも頭の中に入れておく必要があるのかなと。直接町のほうからは、この問題についてはできないでしょうから、その辺どうでしょうね、町長。どう考えますか。

○委員長（山内孝樹君）　佐藤町長。

○町長（佐藤　仁君）　6月の定例議会の行政報告で、今回の施工不良の件についておわびをさせていただいて、まさかまたこういうふうに再びということについては、私も全く想定してございませんでした。そういう意味におきまして、地権者の皆様方にご迷惑をおかけしたということで、おわびを申し上げなくてはないと。この間も説明会を開催させていただきまして、おわびをさせていただいて、一番は、精神的な不安を与えたということが、これが一番大きいんだろうと思っております。この間、率直におわびをさせていただいて、あとは今、高橋兼次

委員からお話をあったように、それぞれがスケジュールをもう既に決めている方々がたくさんいらっしゃいます。そういう方々のスケジュールを極力これをしっかりと守るような形の中で再施工しろということでは、URとCMJVのほうには厳しく私のほうからお話をさせてもらつた。本当にまさしく、私の、前に新聞に出ていましたが、まさしく私、初步的なミスだと思っているんですよ。ですから、そこは、本当に業者としてあってはならないことだと私は思っております。そういう意味において、直接施工が、ペナルティーのことがどうなるか、この後こちらのほうでも検討させていただきますが、いずれにしても、繰り返しますが、あってはならないことを犯してしまったというのが私の率直な感想です。

○委員長（山内孝樹君）　高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　最初に言ったように、一番はそこに建築する方々の精神的な、いわゆるメンタル面の対応ですね。これを大事に持っていくないと、後でいろいろな問題が出てくると思いますので、その辺までしっかりと踏まえて、URあるいはCMJVと対応していただきたい。

○委員長（山内孝樹君）　及川幸子委員。

○及川幸子委員　及川です。

前委員のおっしゃるとおり、町民が待ち望んで、いつできるか、いつできるかということで始まった事業でございます。そういう中で新聞等でもこの間見ましたけれども、あってはならないことがあります。それで、URが監督していてこういうことになったということで、監督不行き届きという面も大きく要因としてあるわけですけれども、それが町内の防集団地ほとんどURから買い取りしております。そんな中で、今回発覚したわけなんですけれども、その以前とのかかわり、URが監督、同じような手順でやっていたのか、その辺。課長の答弁だと文書で回答をもらうようにしているといいますけれども、我々は、今まで信頼してここまで議決してきました。その分については、責任も我々はあります。その中で、信頼を失墜したということになりますので。URもこの委員会でその辺のルールといいますか、流れを聞きたいんですけれども、そのような、これは委員長の取り計らいなんですけれども、URから説明を聞き直すという場を設けていただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。これは、委員長です。

○委員長（山内孝樹君）　ただいま、及川幸子委員から、施工業者でありますUR等の業者を参考人として招致をし、より深く説明をいただきたいというご提言がありました。お諮りいたします。各委員の皆様、ただいま及川幸子委員がご提言されましたこの意見に賛成の方、ご起立願います。

[賛成者起立]

○委員長（山内孝樹君） 賛成少数ですので、否決されました。（不規則発言あり）

それでは、事務局のほうから補足説明をさせていただきます。

○事務局長（佐藤孝志君） 本日の出席委員は14名です。過半数ということで7.0になるんです
が、過半数というのは半数を超えるものということで、8人が必要だということになりますの
で、7では過半数にはならないということでございます。

○委員長（山内孝樹君） 阿部建委員。

○阿部 建委員 7であれば過半数に到達しないというような説明ですけれども、その場合は委
員長に採決権があるんじゃないですか。違うんですか。同数の場合は委員長というような。

○事務局長（佐藤孝志君） 差し当たり、反対の方の起立を求めまして、同数ということであれ
ばあとは委員長ということになろうかと思います。

○委員長（山内孝樹君） それでは、改めて、参考人の招致ということでお諮りをいたします。

参考人の招致をするに反対の方のご起立をお願いいたします。（不規則発言あり）

失礼いたしました。URの参考人の招致というご提言がございましたが、改めまして参
考人の招致に反対の方のご起立をお願いいたします。

[反対者起立]

○委員長（山内孝樹君） 賛成、反対同数でありました。それでは、同数ですので委員長として
の私の意見を申し述べさせていただきます。UR参考人の招致に賛成をいたします。したがい
まして、UR参考人の招致に賛成多数にて、招致と決定をさせていただきます。これにご異議
ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内孝樹君） 異議なしと認めます。

質疑を続けます。ございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 私も、さかのぼって何点かについて伺いたいと思います。

まず、引き渡し分についてのことなんですけれども、前回の議会でも若干確認させていただ
いたんですが、引き渡しを町が受けたときの状況というか、どういった状況で、書類その他、
写真その他、いろいろあるでしょうから、そこを簡単に伺いたいと思います。

あと、先ほど現地調査いたしましたけれども、3月引き渡し分の、ちょうど後ろで今、塗装
屋さんか何かしていたあの区画の対応が、もう済んだのか、どのようにになっているのか伺いた
いと思います。

あと、補償に関してなんですかけれども、いただいた資料の補償は、内容は書いていますけれども、その文字の補償じゃなくて、しっかり完成というかできた後の、瑕疵担保を初め別の名前の保証の内容等もある程度どういう内容なのか伺いたいと思います。

あと、もう1点は、現地調査で基礎の部分、見させていただいたんですけれども、現地での説明では隣との境界との関係で縦にフラットの施工ということでしたけれども、さっき何か見たら、基礎部分よりも少し内側にラインが入っていたのを、私、確認できたんですけれども、今後施工する上で、境界あるんでしょうけれども、もしかするとフラットじゃなくて少し積んでいるというか、出した施工も考えているのかどうか伺いたいと思います。

あと、それと同時に、URで結構気仙沼界隈もやっていると思うんですけれども、よその団地というか造成のあれば同じようなフラットとかそういった状況になっているのか、この場であれなんですけれども、おわかりでしたら伺いたいと思います。

あと、もう1点は、私、以前にも段差のある宅地で水の処理が何らかで必要じゃないかということを発言した経緯があるんですけれども、何か聞くところによると側溝のついているL字もあるというような、私、実際調べてはいないんですけども、聞いたものですから、そういった側溝ももし、今の段階では遅いんでしょうけれども、つける可能性もあったんじゃないかなと思います。そうすると、L字がついている、側溝がついているので、側溝の間を境界にするという、そういう手法もあったんじゃないかなと思いますけれども、その点に関して伺いたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 6点ほどご質問がございました。

まず、Aブロックの3月引き渡しを受けたときの町の検査の状況はということでございます。状況としましては、まず、書類検査と現地の確認調査ということで、書類調査のほうで構造物だったり土地の高さであったりするところの監理点というものがあって、監理の基準値と、これ以上オーバーしてダメですよとかってそういうのがありますので、そちらのほうを書類で確認をいたしたというところでございます。その書類をもとに現地もまた行って、はかつたところが本当に正しいのかということで、基準点の高さであったり、擁壁の長さであったり、そういうのを現地ではかつて確認をしたということでございます。

2点目、現地、きょう行っていただいたAブロックのところで、擁壁がもう既に施工済みなのかということでございますが、あそこについてはまだ再施工してございません。

それと、補償の内容でございますが、補償の内容につきましては、14ページに書かっている

こと以外についても個別の事情をお聞かせいただきて対応してまいりたいということでございます。

土地の瑕疵担保等については、管財課のほうから説明をお願いしたいなと思ってございます。

4点目、擁壁のちょうどつらといいますか面より隣の宅地に出っ張った形で施工するのかという問い合わせございましたが、やっぱり擁壁の面が民民の境界になってございますので、そこから出っ張ってしまうと擁壁の基礎部分が隣の宅地に入ってしまうということになりますので、そこは同じ面でそろえたいと、そういう施工をするということでございます。

5点目。URがこの近隣地域で擁壁工事をやった場合、どういう状況かということでございますが、まず、南三陸でURがやっている分はこの志津川地区でございまして、志津川の高台3団地ある部分で、擁壁があるところというのが今回問題になりました志津川中央団地部分だけございます。また、低地部分でもそういうL型擁壁が入る予定もございますが、まだ低地部については施工していないという状況でございます。（不規則発言あり）あと、気仙沼などで、ほかの自治体でもURやっているので、どういう状況かというのについては、そちらのほうはまだ把握してございません。

それと、水の処理ですか、最後、6点目。擁壁の前面に側溝もあるような形の構造物でもよかつたんじゃないかと。いろいろ設計の形というのがありますので、あったかと思うんすけれども、今回志津川中央でやった部分についての水の処理というのは、擁壁のところに水抜き穴があったと思うんですけども、あの辺からしみ出てくるものというふうに考えておりまして、宅盤に降った雨については、基本、道路側溝を入れていますので、そちらのほうに勾配を持っていってもらって宅盤に降ったものについてはそっちの道路側溝のほうに流していただくと。しみ込んだものについては、徐々にしみ込んでいくという形で、擁壁付近に降った雨、しみ込んだ分については、擁壁の背後がずっとしみ込んでいて、水抜き穴からしみて出てくるという形でございますので、下の宅地に水がどのくらい流れるのか、垂れるのかというのは、受忍の範囲なのかなと考えてございまして、下の宅地に側溝等は今回入れないという設計にしてございます。

○委員長（山内孝樹君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 既に、町が業者のほうから引き継ぎました土地で、個人に分譲の売買契約を締結した物件につきましては、契約書の中で瑕疵担保責任の規定を設けております。この瑕疵担保責任につきましては、6月の定例会でも回答しましたように、一応2年間瑕疵担

保責任というのを売主側のほうの責任として設けております。

○委員長（山内孝樹君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今、引き渡しの件で答弁ありましたけれども、実際、先ほど見たところの、今、建物建っているところのはまだ再施工していないということでしたけれども、いつごろするのか、今後どのような形で進めていくのか伺いたい。

あと、聞くところによると、もう家が建ってしまっていて、そういったものを望む、望まないということで、いろいろ検討、望まない方にはそのままということではないんでしょうねけれども、最低限のあれをしてそのままという形ということも聞いていましたので。ただ、そうした場合に、例えば隣地との絡みということで、2年たって何もなければいいんですけども、その後に何らかの形で、例えば、側溝の件もそうなんですけれども、今、九州とかあっち西日本ですか、異常気象すごい雨とか何かいっぱい降っている状況でもありますので、それがいつこの東北のほうでもそういった状況が多くなるかも、これは気象のことなのでわからないんですけども、そういったことも起きているので、その後に起きた場合のその保証ではないんですけども、対処の方法というの、それもある程度、きっちりとまではなくおおよそ考えておく必要があるんじゃないかと思いますので、その点で、私、今回のこの現物を直す補償も大切でしょうけれども、例えば商品を買ったときの保証書の保証の言葉の保証の内容も大切じゃないかと思うので、そのところも今後検討していっていただきたいと思います。

あと、もう1点は、基礎に関してなんですけれども、そういった形でよその自治体のもどのような形なのか、一応確認しながら、今となっては遅いのかもしれないんですけども、対応していく必要があると思います。そこで、側溝は入れないということですけれども、先ほども言ったように大体データから追った降水量ですか、それ以上のものも、このごろ先ほど言ったようにふえているみたいなので、今後何らかの形で、町長いつも言っているような安心・安全のまちづくりの、家は基本ですので、取り組んでいっていただきたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 4点ほどあったと思います。

きょう、現地に行ったところ、まだ再施工していない形で、今後どのような形で施工するのかという問い合わせ、まず1点目でございます。あの住宅の、擁壁を持っているところに関しては、擁壁側の隣の宅地、両隣の宅地ですね、それと擁壁の下の宅地の方について、スケジュールを今確認させてもらっております。一番支障にならないときに施工をさせていただきたいということで。擁壁がある人だけの都合じゃなくて、その前面とか隣のところでスケジュールを確認

させていただきたいで、迷惑にならないように施工させていただきたいということで、調整をさせてもらってございます。

それと、擁壁の再施工を望まない人もいるんじやないかと。存置で補修のような形もと。確かに、存置で補修の対応という形でお願いされている方も何人かございますので、安全な補修というんですか、擁壁が危険にならないような形で補修をさせていただきたいという提案をさせていただきたい、そこは直していきたいと考えてございますので。そちらについても迷惑にならない形で、安全を担保するという形で補修をしたいと思ってございます。

3点目、瑕疵担保で2年を超えた場合で、いろいろな異常というものが出てきた場合ということでございますが、重大な瑕疵という形で発生した場合、最大10年瑕疵担保請求というものができるような形になってございますので、出た現象、それを確認させていただきたい、どういう原因でどういうものがなったのかというのを確認させていただいた形で、それぞれ対応させていただくという形になろうかと思います。

それと、水の、側溝の件については、今現在、町の考え方としては、通常考えられる降雨の状況で受容できる範囲と、もうちょっと、異常気象のときはどうするかと、異常気象のところまでの対応というのは考えていなくて、通常降るような雨、通常、側溝なんかだと20年に1遍の確立とか10年に1遍の確立とかという形で考えるんですけども、異常気象ですね、このごろ50年に1遍とか100年に1遍の雨というの、昔と比べると降るような形になってございますが、そちらに対応した形の側溝ということについては、町のほうでは考えていないというのが現状でございます。

○委員長（山内孝樹君） よろしいですか。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 短めに2点ほど。

業者を呼んで参考人として話を聞くということですので、町としての考え方を確認させていただきたいんですけども、今回の施工不良ですね、これが、先ほど町長は初歩的などおっしゃっていましたけれども、工事の難易度が高くて技術的な問題があったのか、そうではなくて本当に現場の初歩的なミスなのか、町としてはどのように捉えているのかということを再度確認したいのが1点。

それから、今回、宅地、擁壁が入っているところが恐らく大きく影響を受けるんだと思うんですが、その近隣、擁壁が入っていないその下の団地、宅地も、同様に何らかの影響を受けると思っているんですが、Aブロック、Bブロック、Cブロックは関係あるのかどうかも含めて、全ての宅地に今回のこの施工不良の影響があるということなのか、98分の幾つということ

なのか、そこは町としてどのように捉えておられますか。

○委員長（山内孝樹君）　復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君）　今回のL型擁壁について、技術的については、全然、一般的な工法でございますので、難しいのかと言われると全然難しくない、一般的な工法でございます。町としましても、何でこんな一般的なものでこういう施工ミスがあるのかと、最初聞いたときには首をひねったというような状況でございますので、その原因、再発防止をきっちりと詰めていかなければと考えてございます。

L型擁壁の今回再施工の部分についてでございますが、Aブロックが46宅地あって擁壁がある宅地が27宅地で、擁壁のない宅地が残りなんですけれども、そこについても擁壁再施工する場合は若干50センチ程度掘削させていただくことがあるので、影響があるのかと言えば影響ございます。Bブロックのほうについては37宅地、今つくっておりまして、擁壁23画地ございます。こちらについては、再施工が終わってから地権者様と契約するという形でございますので、引き渡してから何かしらの施工をするのかと言われれば、再施工は全て終わってございますので、お引き渡しをすればそこから手をかけることはないということでございます。Cブロックについては、まだCブロックは山を切っているような状態で、まだL型ブロックを据えつけてございませんので、こういう問題が当然ないような形で、正規の形で施工していただくということでございます。

○委員長（山内孝樹君）　後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員　わかりました。今のお話をもとに、業者の方ともお話ししなければいけないと。要は、原因はどこにあるのかということによって、再発防止策の構築の仕方というのも圧倒的に変わってくると思いますので。それと、宅地も数字の上で46分の27とか、83分の50とかそういうのがあって、影響する範囲が一定程度に限られているんだという印象を受けるんですけども、実際はそうではなくて、あらゆるというか、Aブロック、Bブロック全ての方に影響があるんだということを確認できましたのでわかりました。

○委員長（山内孝樹君）　三浦清人委員。

○三浦清人委員　6月24日の河北新報ですね、見た住民の方々からの声「また同じ箇所で同じような問題が起きた」と。「何だ、なにやっているんだ、どうなっているんだ」という声、そのときに町長のコメントが「初歩的なミスだ」と、24日の新聞報道。「何言っているんだ。初歩的なミスで、こんな重大な、大きな事件が起きるのか」と。これ、町民の声ですよ、新聞を見たね。26日の説明会が終わって、その原因はということで、CMJVですか代表者の飛島建設

「現場作業員への指導や施工状況の確認を怠った」と、先ほど資料で、多分これで書いたんだと思うんです、現場作業員への指導をしなかった、野放し状態だ、好き勝手にやったわけだ。先ほど、簡単な作業なのになぜ間違ったというか、こういうことが起きたんだろうということで首をひねったと、そういう答弁です。全く誰も見ていないから、好き放題やって手抜き工事、いかさま。前の、私のときも話しましたよね、大丈夫だからやれやれ、どんどんどんどん手抜き、いかさま、それ原因じゃないですか、簡単な話。何でこんな重大なことを町長が初步的なミスだなんという発言をしたのだろうなということで、先ほどまで感じておったんですが。どの業者がやったんだ、名前を公表しろと言ったところ、全建、沼正工務店、清和。はあ、なるほどなあと。多分、このテレビ放送というんですか、インターネットでも流れる、住民の方々は「なるほどなあ」という感じをしたんじゃないかなというふうに思いますよ。いずれにしましても、この業者が、いかさま、手抜きやったこれ以外の工事があるとするならば、それは全て検証すべきですよ。信頼置けないんですから。信頼ならない業者。ここ2、3年でこの名前の業者を町で委託あるいは指名した経緯があるとするならば、これは全部検証しなくてはならないかというふうに思いますよ。その辺、いかがでしょうか。

それから、町長。度重なるこの問題、謝罪したとか云々かんぬんと先ほど言っていましたが、あなたの謝罪は誠意がこもっていない。口先だけの謝罪、そうしか受けとめられません。政治家としての政治責任というものを、やはり私はとるべきではないかと。それだけ重大な事件、問題であります。これは、町長だけではなく、副町長も、指名委員会の責任者として責任とるべきだと私は思っております。

それから、先ほど、瑕疵担保責任なんですがね。通常は1年であります、今回はこういう問題があるから2年だということの話、前回も言われていて。たまたま、気仙沼ですが私の知り合いの宅建取引何ちやらかんちやらという資格を持った方が、テレビを見たんですね。そうしたら、2年というのは不動産屋がやる期間であると。その期間と行政が同じなのかということを言われたんですね。民法上、これは、先ほど課長が最大10年だということなんですが、その瑕疵が発覚して1年以内、要するに、契約をして8年目で発覚したならばその1年間は瑕疵責任はとられると。最大10年で時効になるということですね。そのために10年という話がでたと思うんですがね。そこで、我が町の契約書ありますよね、売買契約書。そこに、重要事項説明、私もいろいろな事業をやっていて、いろいろな契約をする際に重要事項説明書というのをつけるわけですよ、それで必ず契約者の相手に詳しく説明をしてはんこをもらうわけ。そのわが町の重要事項説明の内容といいますか、そういうのきちっとなっているのかどうか、

ちょっと不安なのね。それが気仙沼市と同じなのかどうか。その辺確認したいんですよね。一般の方々内容よくわかりませんので、皆さん方から出されたの、言葉は悪いが鵜呑みにしちゃうんですよ、役場の職員やることは間違いないんだという、そういった信頼があつてからの契約ですから。間違ったことはしないだろうなと、これ以上のものはないだろうなということではんこをつくわけなんですね。だからその辺、町の責任として、どれほど住民の方々にそういった内容をお知らせしているのかどうかですね。ならばその、重要事項説明書を出してもらいたい、比較したいということで。まずもってお昼ですのでやめます。

○委員長（山内孝樹君）　昼食の時間に入るわけですが、三浦委員、答弁は昼食後でよろしいですか。それではそのようにします。

ここで、昼食のための休憩といたします。再開の時間は、厚生労働事務次官が来訪するため、午後1時30分といたします。

午後0時05分　　休憩

午後1時29分　　開議

○委員長（山内孝樹君）　おそろいですので、会議を再開いたします。

菅原辰雄委員の退席を許可しております。

三浦清人委員に対する答弁を求めます。最知副町長。

○副町長（最知明広君）　それでは、当該下請業者の施工箇所について再点検を実施すべきではないかという件についてお答えをさせていただきます。

まず、1つ目は、先ほど申しましたようにまだ原因が特定されてはいないということが1つ。それから、町が発注した個々の工事につきましてですが、既に完成検査を受けて町が了として引き渡しを既に受けているということでございますので、再チェックという意味で写真等を点検することは必要とは思われますけれども、現場においての点検ということまでは想定はしておりません。

それから、URでございますが、御存じのとおり独立行政法人ということでございますので、同様の契約業者審査委員会を有しているというようなことを聞いております。そのため、町と同様の審査委員会を有しているため、その委員会での決定を一旦待って、そして、先ほどの下請業者のことが一つの原因であるということが判明した場合には、改めて町で契約業者審査委員会を開催して、何らかの措置を講ずることになると、そういうふうに介されると思います。

○委員長（山内孝樹君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 町が住民の方に宅地を処分したり、売買で処分したり貸付する場合に、いわゆる宅建業法で言う重要事項証明をつくって説明しているのかというようなご指摘があつたかと思いますが、先ほど各委員のお手元に配付いたしましたように、町のほうでは宅建業法に準じたような内容で、お配りしました注意事項証明書というのを契約前に皆様にお渡ししています。この内容につきましては、契約担当職員が直接契約相手方の前で個々に詳細説明を行っているという形で契約に至っております。

次に、同じく民法あるいは宅建業法による瑕疵担保責任の期間内の話が、ご指摘があつたわけなんですが、三浦委員がおっしゃっているように、確かに民法では1年という規定があります。ただし、民法のただし書き以降の条文については、そのような条文は、瑕疵担保条項の中ではございませんので、一応、瑕疵担保につきましては、いわゆる違反があった場合の解除権とか損害賠償請求権というのが買主側のほうにありますと、損害賠償の賠償請求権そのものは、要するに債権に該当するというものなんです。債権につきましては民法の167条の中で債権の請求期間として10年というのが決められておるわけなんです。したがいまして、重大な事項があつての10年というのは、いわゆる瑕疵担保責任の条項を引用しているのではなしに、民法の債権の条項を持って10年間という期間を認容しているという状態でございます。また、宅建業法につきましては、確かに三浦委員がおっしゃっているように、宅地建物取引業を営む者が行う場合については2年もしくは2年以上という規定がございますが、一般的には業界のほうで2年という形での期間定めをしているのが通例のため、本町における契約書の中でも2年間という瑕疵担保責任の期間を設けました。

○委員長（山内孝樹君） 佐藤町長。三浦清人委員からの……。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この間、住民説明会におきまして、先ほどお話ししましたように町として、私個人としても、大変皆様方にご迷惑をかけたということでのおわびを申し上げさせていただきましたので、それ以上のことについては私は考えてはございません。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 まず、それでは、瑕疵担保の関係ですが、民法上ではなく宅建業法での2年ということで、注意事項という形で掲げてあると。先ほどの民法上のやつは一切関係ないという考え方でよろしいんですね。例えば、10年間ということは、よほどの瑕疵というか原因があつた場合にのみ適用されるということなんでしょうか。その辺のところね。そのところを住民の方々がどれほど知っているかということなんですよ。説明しているのかどうか。ただ、ここに

2年間だよというだけの文言しかないものだから、どういったときには10年間ということが適用になるよとか。それから、その1年というのは、そうしますと例えば3年目に発覚してそれから1年であれば、私の解釈ですよ、それは責任を問うと。それが時効が10年だと、という解釈でおったんですけれども、そうではないということですね。

その辺とですね、それから、町長、先ほども言いましたように、住民の方々が新聞を見て、いったい何をやっているんだというようなお話、住民の方々はこういった場所であるいは役場に来てお話をなかなかできないと、そのために我々がいるわけなんですよね。我々、選挙のときに住民の代弁者ということで立候補して当選をさせていただくと、言わざるを得ないということありますので。そうすると町長はそれ以上の、謝罪以上の責任は何も考えていないと。私は、これぐらいの重大な問題が再三起きたということに対しては、やはり何らかの形であらわすべきではないかと。それが政治家としての責任ではないのかと思っておるところであります。先ほど、副町長のほうから、まだ原因が特定されていないと。特定されていないということは、その不良が発覚したでしょう、誰がやったのかといったらその現場でやった方々でしょう。その方々の業者に対する、これまで行ってきた、町が発注してきた工事を再検証する必要があるんじゃないかななど。あるいは町として、今後この業者に対してのペナルティーというものを考えていかなきゃなんないんじゃないかということなんです。引き渡した後だから現場では検証しないみたいな話だけれども、こここの場所だって引き渡し終わった後でしょう。そういうじゃないですか。何か言っていることが、話のつじつまが合わない。私、そういうことを言っているんですよ。どうですか。

○委員長（山内孝樹君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 14番議員さんのはうからご質問のありました期間的な話になりますが、私のほうの説明が言葉不足で申しわけなかったんですけども、通常、取引の対象物において瑕疵担保責任が出てきた場合に、いわゆるその取引をもとに解除権なり損害賠償の請求権が出てくるわけなんですね。この損害賠償の請求権というはあくまでも民法の167条に規定された債権が対象になっているわけなんです。債権というのは、もともと損害賠償の請求権に基づくものですから、要するに金銭の請求権なんです、損害賠償に伴う。その分につきましては、最大10年間いけるという規定がございますので、実質は2年間の担保責任はとっていますけれども、その中で発生した分については10年まで最大いけますよというふうな解釈で、我々のはうはやっております。基本的には窓口での説明の中では、先ほどお配りしています注意事項証明書の5ページの一番下の枠の中（3）瑕疵の責任及び瑕疵による解除ということで

5行ほどにわたって書いている内容は、契約時に説明しているという状況でございます。

○委員長（山内孝樹君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 先ほども申しましたが、担当課のほうからURに対しまして原因の究明並びに検証、それから再発防止についてということで、文書でそれは照会をしております。

今のところまだ回答がございませんので、その回答を待ってから、先ほど言いましたように検討させていただくというようなことでございます。冒頭に申しましたが、町はURに対して委託という形で工事を発注しておるわけでございますけれども、最終的にUR自体にも、先ほど言いましたように契約業者審査委員会、町と同様の組織がございますので、その中の決定を待った後に改めて町の契約業者審査委員会を開催させていただいて、その中で先ほどのペナルティーも含めた形で決定をしたいと思っております。

○委員長（山内孝樹君） よろしいですか。そのほか、質疑はありませんか。阿部建委員。

○阿部 建委員 皆さん、いろいろな方面から伺っているわけですけれども、前者も話したように、前回の内容については、説明等については、今後こういうことはないでしょうというような説明をしたような記憶をしているわけですけれども。ところが、今回もまたこのような大変な問題が発生したと。そのような中できょう我々いろいろ現地等に出向いて説明を受けたわけですけれども。私は、その内容についていろいろお伺いしたいと思うんです。

この設計通りに下請の方がやらなかつたのでということで、前の説明は、設計通りにやらなければこういうことになつたのでやり直すことになると。今回の原因は、これまたどういう、これも設計通りにやらなかつたのかどうか。何が、どのように欠陥なのか、そこら辺もはつきりわからない面があります。幸い、今後委員会においてURのほうから専門家を委員会に招いていろいろとお伺いすることになりますが。ただ、その本町の町長の姿勢として、考え方として、このいろいろな下請にも決まりがあつて、孫ぐらいまでは恐らく普通はいくんですけれども、今回のこの地元業者ですね、沼正工務店、それから東京ですか全建、それから清和ね、この方々は、恐らくURのほうから直接この方々に下請を依頼しているのかどうかですね。その中にどなたか入っていくのか、直接なのか。予算がなければずさんな工事になりますから。人夫賃も都会では孫請けになつてくると払えないような、そのようなことで、工事費の無理が生じていないかということなんです。だからURが直接この今出ている大豊、三井、飛島ですね、この方にまず、元請はURになるんでしょう、恐らく2つ目は大豊、そして3番目に、孫請ということになるのか、今の全建、沼正、清和と。そこら辺で、工事費に無理が生じているんではないかと思いますが、どのような形になつてているのか。その辺はおわかりであったら

説明していただきたいと。孫なんだかひこなんだか、息子なもんだか、例えで悪いですけれどもね。

それから、前者もありましたように、ある程度の設計によって工事費がはじき出されてくるんだと思いますが、それによって工事をして、その結果がとんでもない、私は初步的なミスと、解釈はいろいろありますが、私は本当に初步的なミスなのかなと。素人でもわかるようなミス。設計通りにやらないっていうんだから。設計どおりにやらないから、こんな結果が出ている。その場合に、我が志津川の地元の業者がその中に入っている。今後、町長としてどういう考えを持つのか。この工事に携わった業者。設計通りにやらない業者をどういうふうなペナルティーが、何かあるんでしょう。そこら辺が、うちのほうで下請させたんじゃないから関係ないんだということなのか、それらをどのように考えているのか。いろいろな声が町民の中からも出てきていますのでね。そこら辺をどういうふうに考えていくのかですね。私は、設計通りにやらない業者なんていうのは、もうそんなことあったら大変だと思いますよ。軽々しく設計通りにやらないと、そして現場をきょう見て、基礎コンクリート、建物建てる、建築は基礎が大切です、一番は基礎です。あの内容を見ると、せっかく生き山、とんでもない立派なそれを崩してL型を入れる、そうすることによって、その土地の価値は私は落ちてくると思いますよ。何回も入れば。こういうことを言うのはちょっと逸脱ですけれどもね、新車で買った車が、たまたま衝突して部品をかえるような、そうなってくると下取りに出すときはばかっと下がるんですから、値段が。事故やったということで。本当に、この土地をいただくほうは、本当に大変だなという感じがいたします。その辺の、それらの、私も余り質問は上手じゃありませんから、町長の考え方、また、いろいろと瑕疵担保、いろんな意見が出ています。URから指示を受けて、さらに町のほうからそれなりの個人に引き渡すというような順序になっていると。それで、引き渡した後にいろいろな問題が発生してくるというようなことを聞いております。何ば言っても、泣き寝入りです。そういうようなことを聞いております。言わなくても誰が言っているか、あるいは担当者はわかるかもしれません、そういう方も出てきております。それが、最初からこういうふうに、L型の問題ですよ、今言っているの、これ他の方のお話もね。L型は私も何ヵ所もやっているし、やったのを見ているんですけども、本当に完璧に落ちつくのは5年ぐらいかかるんですから。それをこういうふうに期間づけでせめられては、なかなかうまくいかないなと思う点もあります。そういうようなことで、プロの方々がやっているんだから、それでもいいからこういうふうに欠陥がでなければいいんですけども、現に出ているわけですから。私は、同じような工法でまた同じ業者が、下請業者が、仮に施工

したら同じ結果になると。設計も同じなんだから。そういうことになると思いますよ。今度こそ絶対にありませんと確約ができますか、町長。ここには工事やる方もいないから町長を責めてもしょうがない。誰もこんなこと疑う、我々も、買い上げなさる方々も、まさかというような首をかしげていると思いますよ。それらの対応について、一言町長のほうから。3点ぐらいあるんですね。今後の対応と業者の問題。できればこの3社、この方々がこぞって、みんなして破ったんですか、設計どおりやらないんですか、どこの業者なんですか。この3社がみんなして設計にかかわりなく勝手に工事したということなんですか。3社のうちどこの会社が、どの人が、下請がやったのか、欠陥があるのか、同じように3社があるのかどうか。予算に無理がなかったのかどうか。それから今後の関係、この場所を含めた他の防集の関係についても、どういう対応をするのか。それらについて、普通の素人というか、普通の町民の方々が町でやることだから信用して間違いないだろうというふうに思うでしょうけれども、我々はその町と町民の間に入つていろいろなことをただすのが我々の役目ですからね。そのようなわけでお伺いしたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 再三お話ししていますように、地権者の皆様方には大変ご迷惑をおかけしたことについては、我々としても真摯におわびを申し上げたいと思います。なお、業者の関係につきましては、指名委員会の委員長が副町長ですので、そちらのほうから答弁させたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 繰り返しになって申しわけないんですが、基本的には原因が究明されまして、URとしての契約業者審査委員会の決定を待ちまして、その後に町の契約業者審査委員会としてペナルティーも含めて決定することになると、そういうふうに思われますので、もう少しお待ちをいただきたいと思います。

それから、同じ業者に施工をさせるのはどうかというお話もございました。これにつきましては、いわゆる元請でございますCMJVのほうに、指導監理を改めて徹底していただくというようなことで、防止を図りたいと思っております。また、ちなみに、他の防集でも同じようにL型を設置している場所がございます。ですから、その点につきましては、防集を担当いたしました事業推進課のほうに、全てのL型の写真等も全て点検をさせております。ほかの地区については、そういった施工箇所はなかったというようなことの確認はとれておりますので申し上げておきます。以上でございます。

○委員長（山内孝樹君）　復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君）　下請の関係でお話をさせていただきます。まず、町のほうからURのほうに設計施工監理を含めて一括で委託をさせていただいております。URからCMJVのほうに工事を発注しているという形態、流れになってございます。下請の採用については、CMJVのほうで1次下請、2次下請等々を審査して、発注者であるURにこういうところを下請として入れたいんですけれどもということで、承認を求めるという形をとっておりまして、出てきたものが適正であればURが承認しますよというような流れでございますので、元請は飛島、大豊、三井のCMJVでございまして、今回施工した3社、清和だったり、沼正だったりというのは、元請に対しては1次下請と、子供の部分ですね、1次下請という扱いでございます。それと、工事費に対して無理はなかったのかということでござりますが、やっぱり下請を雇うときは、このぐらいの工事をしてほしいんですけどもということでお願いをして、それに対して応募する方がこのぐらいのお金でやらせていただきますということで見積書を提出していただくので、そこについては無理がなかったのかなと思ってございます。

○委員長（山内孝樹君）　阿部健委員。

○阿部 健委員　いろいろ説明がありましたが、下請のこの3社がこぞって設計通りにやらなかつたのかと。正直言って、今の、前のときは、聞こうと思ったんですが聞かなかつたんですが、そこなんですよ。それは今度、URに来ていただいて聞けばわかる。ということは、この大豊、三井、飛島ね、このCMJVがそれなりに下請を、子供という、URからいくと3つ目になるのかな、なりませんか。URのほうでは、南三陸町としてはURから買い取り、単価を決めて、ということはURさ渡している、渡しているというか、約束。そういうことであれば、URが元請なんですよ。そして次の飛島、大豊が、これは子供なんですよ。そして、沼正だの他の2社が孫ということになると、そういうふうに私は思いますがね。そういうことなんですよ、違いますか。その中で、恐らく相談がまとまったんでしょうという説明ですので、その辺はそうだと思いますが、課長としてはそこら辺は、私はそう思いますがね、そうじゃないですか。それから、最終の請負した方ね。私は設計通りにしても、あの設計ではちょっと危ないなというふうに見えたもの、素人ながらね、その辺、設計通りにしてまた同じような業者でやつたらまた同じになる。今度はなおさら厳しくなるんですから、2回同じことやる、金額がね、狭められていく。

それから、引き渡しの済んだ分については何の苦情も1回もなかったということなのか、苦

情があったんだがそれは解決したというのか。何もなかったのか、苦情があったのかその辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（山内孝樹君）　復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君）　まず、下請の話、再度でございます。通常であれば、今回はURとの協定を結んだことによってURのほうに町から委託をしていると。URから工事を出しているという形になってございますので、あくまでも元請、親については、飛島、大豊、三井が親ということでございまして、実際に施工した会社については子と、1次下請ですので息子みたいな形になるということでございます。

それと、同じ施工業者にやらせても大丈夫なのかということでございます。きょうお配りして説明をさせていただいた資料の7ページのところに、施工手順に基づかないで施工されたとか、現場の作業員への指導監督及び工事段階での施工状況の確認検査に不備があった、されなかつたんじゃないかと、URにおいても現場確認が適切ではなかったんではないかという要因が考えられますので、この辺を詳細に検討しまして、対応策を検討していただいて、町のほうに報告いただいて、それに基づいて施工していただくということでございます。

それと、苦情ですね。今回、これ以外のところで苦情等なかったのかということでございます。何点かお話をさせていただいております。水の関係であったり、お引き渡しした宅盤がちょっと固くないんじゃないか、緩いんじゃないかという話も受けておりますので、その辺は現地においてお話をさせていただいて、個別個別で対応させていただいているというところでございます。

○委員長（山内孝樹君）　よろしいですか。そのほか、質疑はありませんか。（「なし」の声あり）ないようありますので、先ほどお諮りしました委員会への出席要請等の確認を兼ねてお諮りをしたいと思います。

その前に、先ほどお諮りをした際に、私、参考人の招致という発言をしてしまいました。本来ならば、委員会に参考人の出席要請という発言をしなければならなかったわけですが、訂正をさせていただきます。大変失礼しました。

ただいま、申し述べましたように、参考人の委員会出席要請がありますが、この出席要請に係る事項、志津川中央団地の宅地擁壁工事に関する施工不良についてという内容でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内孝樹君）　異議なしと認めます。それではそのように進め、要請のほうを取り扱

いをさせていただきたいと思います。

改めまして、そのほか、質疑はございませんか。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で志津川中央団地の宅地擁壁工事に関する施工不良についての質疑を終わります。

お諮りいたします。次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長に一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内孝樹君） 異議なしと認めます。よって、次回の会議はそのように取り進めるこ
とといたします。

そのほか、委員から特別委員会についてご意見があれば伺いいたします。（「なし」の声あ
り）ほかになければ、以上で本日の会議を終了したいと思います。これにご異議ありません
か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内孝樹君） 異議なしと認めます。よって、以上で東日本大震災対策特別委員会を
閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時04分 閉会